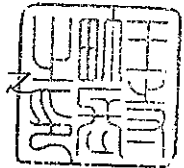


王政第205号
令和6年5月15日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 福岡 憲宏 様

王寺町長 平 井 康



令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金返還額について

令和6年3月19日付香王環第308号で通知のあった令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金の清算について、①地元対策関連事業償還金2,921,161円については、令和5年(行ウ)第1号債務不存在確認請求事件で主張しているとおり、内容及び手続が違法・無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金17,000円については、そもそも公共下水道の設置は香芝・王寺環境施設組合同規約第3条の共同処理する事務に含まれておらず、令和4年10月31日付で香芝・王寺環境施設組合と香芝市との間で締結された覚書が下水道法の規定に違反し無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

このことから、上記①②については、王寺町の支払済の分担金から徴収するのではなく、本来王寺町に返還すべき6,153,200円を令和5年度香芝・王寺環境施設組合分担金返還金として返還すること。また、香芝市分の下水道新設工事負担金37,000円についても、戻入額13,643,000円に加算し13,680,000円を香芝市に返還すること。